

令和5年11月30日

お客さま各位

沼津信用金庫

「でんさいサービス利用規定」の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび下記のとおり「でんさいサービス利用規定」を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1.改定日

令和6年1月4日（木）

2.改定内容

【改定前】

第16条（決済口座）

（中略）

2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。

【改定後】

第16条（決済口座）

（中略）

2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とします。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上